

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(家賃補助)					
フリガナ					
①氏 名					
②生年月日		年 月 日 満 () 歳			
③電話番号					
申立事項	④次の1.又は2.の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）				
	1. 離職又は規則第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 規則第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入、又は前月の収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、規則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、市、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び鳥取市中央人権福祉センターの間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
年 月 日					
鳥取市長 様					
申請者氏名					

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、市が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条第2項に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（用 語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。
「規則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。
「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。
「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・
「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及
「特定地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方
「職業紹介事業者」とは、職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。